

Contents

AIPPI Bureau

・ [ASEAN IPA 年次総会ーインドネシア共和国バリ](#)

ASEAN IPA の年次総会が 2012 年 3 月 16 日～18 日にインドネシアのバリ島で開催され、10 の加盟国のうち、ブルネイ、カンボジア、ラオスを除く 7 カ国の代表が出席しました。参加者は 100 名を超え、加盟国でない日本、中国、香港、インドなどからも知財の専門家が参加しました。総会では、地域レベルでの調和の取れた知財制度の確立に協力する国を増やすことが今後も必要であるという考えを ASEAN IPA 加盟国全体で共有していることが示されました。

(Yoon Bae Kim, President of AIPPI)

・ [AIPPI 戦略プロジェクトー最新情報](#)

AIPPI が新たに着手した戦略プロジェクトの目的は、会員のニーズや関心に応え、かつ非会員にもアピールできるような戦略を策定・実施し、本会の目標達成をサポートすることです。このプロジェクトを管理するために Robin Rolfe Resources Inc. のチームを採用し、Bureau のメンバー、そして Membership Committee ならびに Communications Committee の代表者と協議しつつ計画の策定を進めてきました。また、このプロジェクトでは、現会員と潜在的な会員の区別なく、現在および将来のニーズを明らかにすることが重要であり、そのため、ごく近いうちに AIPPI の全会員と選択した非会員に対して調査を実施します。この調査に参加して、貴重な情報を提供いただくことが、本プロジェクトにとっても、AIPPI の将来にとっても大変重要です。

(John Bochnovic, Vice President of AIPPI)

・ [AIPPI 本部の代表団が日本部会を訪問](#)

2012 年 4 月 23 日 (月)、AIPPI 本部の代表団が日本部会の招待を受けて東京を訪れ、日本の政府機関や NGO との会合を行い、日本部会のセミナーにも参加しました。

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)

※訪問記の日本語版は、本 e-News 終了の後に記載してあります。

・ [AIPPI 代表団による WIPO 訪問](#)

2012 年 3 月 16 日、WIPO のフランシス・ガリ事務局長が主催する会合に、AIPPI 代表団が出席しました。この代表団には、Stephan Freischem (Secretary General)、Thierry Calame (Reporter General)、Gunnar Baumgärtel (Treasurer General)、Laurent Thibon (Deputy Secretary General)、Charles Gielen (Programme Committee) が参加していました。WIPO 側は、7 名の担当者から各部門の活動と 2012 年の展望について報告があり、AIPPI 側からは Thierry Calame が、新たに設置した Committee について紹介しました。

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)

・ [グアテマラにおける ASIPI セミナー—2012 年 3 月 17 日～19 日、アンティグア市](#)

ASIPI 主催による 3 日間のセミナーでは、不正競争のテーマが中心に扱われ、学者および産業界の講師による講演が行われました。参加者 250 名のうち、45 名がグアテマラ、35 名が中米カリブ地域、それ以外は南米からの参加でした。このセミナーの様態について報告いたします。

(Sergio M. Ellmann, Assistant Secretary General of AIPPI)

AIPPI Congress 2012

・ **第 43 回 AIPPI 国際総会—2012 年 10 月 20 日～24 日、ソウル**

ソウル総会への参加登録は、2012 年 6 月 21 日まで登録料が割引になります。この機会をお見逃しなく。詳細は本部ウェブサイト (www.aippi.net) をご覧ください。

暫定プログラムは[こちら](#)からダウンロードできます。

(AIPPI General Secretariat)

・ [AIPP ソウル総会におけるスポンサーについてのご案内](#)

今年の国際総会は韓国のソウルで開催され、知的財産の各分野で実務に携わる人々が世界中から 2,000 名以上参加すると予想しています。こうした広範囲にアピールできる絶好の機会を生かすための、スポンサー、出展、さらにはメディアパートナーについてご案内します。

(AIPPI General Secretariat)

今後の行事

・AIPPI セミナー—2012年6月15日、16日、ドミニカ共和国

2012年6月15、16の両日にドミニカ共和国のサントドミンゴにおいて、セミナーを開催します。Sergio Ellmann (Assistant Secretariat General) を担当者として AIPPI 本部が中心に企画したのですが、組織委員会は、次に挙げるように中米地域の AIPPI 会員で構成されています。Edy Guadalupe Portal (エルサルバドル)、Christian de Lespinasse (ハイチ)、Aaron Montero (コスタリカ)、Emil Arguelles (ベリーズ)、Luis Guinard (パナマ)。また、会員以外にも、Wallis Pons Cardí (ドミニカ)、Analucia Carrillo (グアテマラ)、Ricardo Mejias (ホンジュラス)、Julian Bendaña (ニカラグア)、Ricardo Antequera (ベネズエラ) の各氏にも協力いただきます。

会場はサントドミンゴ市のヒルトンホテルです。このセミナーでは、特許・商標庁のベストプラクティス、国境措置、国際協定 (CARICOM、CAFTA、PCT) における知財側面への適合、意匠の保護といったテーマを扱います。

また、セミナーの翌日には、この地域における新たな AIPPI 部会の設立について、現地の会員と Secretariat General のチームで検討を行います。

登録受付開始をお知らせする e-mail が間もなく届きますので、メールボックスを注意深くチェックしてください。

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General of AIPPI)

・[第2回 AIPPI トルコ知的財産法セミナー—2012年6月28日、29日](#)

2012年6月28、29の両日、AIPPI トルコ部会による第2回知的財産法が、イスタンブールの Marmara Hotel で開催されます。今年のテーマは「トルコおよび国際的な視点から見た、インターネットにおける知的財産権侵害—税関における保護措置—特許模擬裁判—WIPO 模擬裁定：UDRP (ドメイン名紛争に関する仲裁)」です。セミナーで扱う主要な項目は「インターネットにおける知的財産権侵害」と、「税関における保護措置」の2つです。また、これら2つのテーマに関連するプレゼンテーションと、2件の模擬裁判があり、一方は WIPO の UDRP (ドメイン名紛争統一処理方針)、他方は特許法に関する問題を扱います。

セミナーの[プログラム](#)、[ご案内](#)はそれぞれのリンクからご覧になれます。また登録は、http://www.aippiturkey.org/aippi_2012/en/katilim.php から行うことができます。
(*Turkish Group of AIPPI*)

各国部会

・ ロンドンにおけるトークイベント

ロンドンにおけるトークイベント：英国では、2012年4月16日から「たばこ製品のパッケージの統一」に関するパブリックコメントの募集が開始されました。この動きに対して、AIPPI 英国部会も「**無地のパッケージ：商標権への風当たり**」と題したトークイベントを5月29日（火）の午後5:30～6:00、ロンドンのEdwards Wildman 法律事務所（66 Old Broad Street, London, EC2M 1QS）で開催することになりました。講演者は、Christopher Morcom 王室顧問弁護士（Hogarth Chambers）と Spyros Maniatis 教授（Director of the Centre for Commercial Law Studies, QMUL）で、両名とも商標分野における高名なコメンテーターであり、この重要な課題に関する議論をリードすることでも同意しています。

AIPPI 会員か否かを問わず、参加を希望される方は、以下のリンクから登録してください。<http://www.aippi.org.uk/plainpackaging>
(*UK Group of AIPPI*)

記事・解説

・ [カナダにおけるビジネスモデルの特許適格性](#)

ビジネスモデルやソフトウェア関連発明の特許適格性に関する判決が非常に少なかったカナダにおいて、2011年末の連邦控訴裁判所の判決を受けて、Amazon.com にカナダ特許が交付されたことは、ソフトウェア関連発明の方法クレームやシステムクレームに関心がある人々にとって極めて重大です。カナダ知的財産庁が、法で定める対象、発明の概念、そして診断方法や医療用途のクレームという広範なテーマにおいて運用に関するパブリックコメントを求めたことは、カナダにおけるこの判決の影響の大きさを表しています。

(*Isabelle Chabot, Fasken Martineau, Québec, Canada*)

・ギリシャの新たな商標法

ギリシャの新たな商標法第 4072/2012 号が 2012 年 10 月 11 日から施行されます。新たな法律は、国際登録や共同体商標の保護に関するさまざまな規定の他に、審査および登録手続きの迅速化や、知的財産権の行使に関する EU 指令 2004/48 の国内法への反映などを目指しています。

(Nikolaos Lyberis, Vayanos Kostopoulos, Athens, Greece)

・パソコン見本市の主権者にとって、この結果は「フェア」か？

家電大手のサムスンとアップルが、それぞれのタブレット PC やスマートフォンの一連の特許に対する侵害をめぐって、世界規模で争っていますが、マレーシアでは、コンピュータ製品の見本市を手がける 2 つの団体が、見本市の名称の選択と使用をめぐって法廷闘争を繰り返しています。

(Geetha K., KASS International Sdn Bhd, Kuala Lumpur, Malaysia)

・ASEAN 加盟国特許庁からの実体審査レポートを受理するよう求めるタイ知的財産局の通知

タイ知的財産局 (DIP) はこの程、ASEAN 加盟国特許庁からの実体審査レポートを受理する態勢が整ったことを伝える通知を出しました。

この通知は ASEAN 特許調査・審査協力プロジェクト (ASPEC) によって出されたものであり、ASPEC プロジェクトとは、特許審査手続きの迅速化や、特許出願滞貨の削減、ASEAN 加盟国間における実体審査レポートのやり取りなどを推進するためのプロジェクトです。

新たな手順では、出願人は申請と関係書類を DIP へ提出することで、ASEAN 加盟国の特許庁から審査レポートを受け取ることができます。

DIP では、このような ASEAN 加盟国間での協力プロジェクトによって、タイの特許審査手続きが迅速化され、特許出願の滞貨が削減されると考えています。

(Panisa Suwanmatajarn and Daniel Q. Greif, Siam Premier International Law Office Limited, Bangkok, Thailand)

・ [JACMOLI vs YTL](#)

宝石と聞いて頭に思い浮かぶのは、映画「紳士は金髪がお好き（1953年）」の中でマリリン・モンローが口ずさんだ有名な歌かもしれません。

「手にキスされるのは素敵... でも女の一番の友はダイヤモンドよ」

要はその輝きと形と大きさなのですが、現代では、男性も同じように宝石に夢中になっているようです。宝石、特にデザイナーズ・ジュエリーは、ファッションのスタイルになり、多くの制作者が作品に含まれる知的財産権を守ろうと躍起になっているのは明らかです。デザインから著作権や商標にいたるまで、所有者は自身に認められた排他的権利を自分たちで確保してきました。

(Lydia Priya Rhanakumar, KASS International Sdn Bhd, Kuala Lumpur, Malaysia)

・ 英国政府のたばこ製品「無地パッケージ」案に対するパブリックコメント

たばこ製品パッケージの統一。2012年4月16日、英国政府はたばこ製品のパッケージを統一する案について意見を求めるパブリックコメントを開始しました。

<http://www.dh.gov.uk/health/2012/04/tobacco-packaging-consultation/>

募集期間は2012年7月10日までです。この議論自体はたばこ製品のみに関するものですが、商標権者全般にとっても相当重要な問題をはらんでいます。商標は財産権です。出願の対象である製品（例：たばこ）が合法的な製品のままで、政府はその権利を取り上げることができるのでしょうか。この議論は世界的なものになると考えられ、オーストラリアでも既に措置の導入が決まっています。次はどこで、どのような製品が、また別の不明瞭な健康上の論点で取り上げられるのでしょうか。AIPPIは、2010年12月の「たばこ製品指令 2001/37/EC」の改正案に関するパブリックコメントにおいて、既に欧州委員会へ[方針説明書](#)を提出しており、今後もこのようなイニシアチブに対しては意見を表明していきます。AIPPI英国部会では2012年5月末に、この問題について話し合うためのトークイベントをロンドンで開催します。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.aippi.org.uk/plainpackaging>

(UK Group of AIPPI)

・ [SUBWAYの商標をめぐる審決](#)

SUBWAYという言葉から地下鉄しか想像できなかったのは昔の話。今では、新鮮でジューシーなサンドイッチを思い浮かべる人も多いのではないのでしょうか。そして衣服を連想することも... シンガポール知的財産庁（IPOS）ならきっとそうでしょう。

この事件では、出願人である、女性服を販売する Prosperous Enterprise の経営者が、第 25 類で SUBWAY という商標を登録していたのですが、2005 年に登録の更新を忘れて権利が消滅してしまい、それに気づいて 2007 年に商標の再登録を求めたところ、出願が公開されるや否や、世界中でサンドイッチやその他の飲食物を販売するレストランを運営し、複数の類において有名な SUBWAY 商標の権利者でもある Doctor's Associates Inc が異議を申し立てました。

(Annette Wong, KASS International Sdn Bhd, Kuala Lumpur, Malaysia)

・ [著作権：「法律に基づく著作権保護の例外および許容される使用」よりも「公正使用に関する作業部会」を設けたほうが望ましいかー2名の英国弁護士の異なる意見](#)

英国の著作権とその例外に関する提案、および公正使用が許容される例を決めるための継続的な検討を行う権限を持たせた作業部会を設けたほうが望ましいかについて、2名の弁護士による短い討論を紹介します。

(Arthur Artinian and Ashley Roughton, Freshfields Bruckhaus Deringer LLP and Hogarth Chambers, London, United Kingdom)

・ [カナダ：音の商標をめぐる論争](#)

カナダ商標局は、現在では音の商標の出願を認めています。実際には、MGM 映画のライオンの吼える声の商標登録を 20 年にわたって拒絶し続けた末に認められるように変更されたのですが、一定の要件を満たさなければならず、この種の商標の登録および保護は依然として難しいものと考えられます。

(Tracy Corneau, Borden Ladner Gervais LLP, Ottawa, Canada)

・ **特許可能な対象に関する米国最高裁判決：**

Mayo Collaborative Services vs Prometheus Labs., Inc. 事件

・ [最高裁判決についてのレポート](#)

自然の法則を用いた方法に特許が認められるためには、その方法の手順によって、自然の法則を進歩性のある出願にしなければなりません。手順自体が、当業者なら容易に思い付くようなありきたりのものであれば、その方法自体に進歩性はなく、よって特許適格性も認められません。

(Anne L. St. Martin, Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt, LLP, Alexandria, United States)

・ [米国最高裁が医学特許の裁判で AIPPI の意見書を引用](#)

米国最高裁はこの程、医療方法の特許適格性に関する政策上の検討事項について、

AIPPI の議題 202 のサマリーレポートを引用し、国際的な知的財産法の典拠として示しました。2011 年 9 月、*Mayo vs Prometheus* 事件において、AIPPI 米国部会は（前回、有名な *Bilski* 事件で提出したのに続いて）アミカス・キュリエ意見書を提出しました。この意見書では、患者に対する医療方法の特許適格性の問題に関する国際的な観点を示すとともに、この問題に対する米国の現行の法的スキームの有効性と影響について解説しました。なお、米国最高裁は、*Prometheus* の医学的分析／治療方法に関する特許は「自然の法則」を特許請求しているため、米国特許法に基づく特許適格性はないとしています。

(Peter C. Schechter, Edwards Wildman Palmer LLP, New York, United States)

フィードバック

・会員の皆様へ、データベース更新に対するご協力をお願い

AIPPI 本部における登録情報を最新の状態に保つとともに、オンライン会員データベースを利用する会員に、最新かつ正確な連絡先情報を提供できるよう、住所やその他の連絡先情報に変更がある場合は、所属する部会へ必ず通知していただくようお願いいたします。なお、Independent Member の方は、General Secretariat (mail@aippi.org) へ直接お知らせください。変更を速やかに通知していただくことで、会員データを最新の状態で管理し、AIPPI からの送付物を確実に提供できるだけでなく、AIPPI 国際会議への登録の際も、事務手続きを迅速かつ簡潔に済ませることができます。

各国の部会や国際的な部署からも、この件に対するご協力・支援をお願いします。

(AIPPI General Secretariat)

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いいたします。

e-News は、AIPPI (国際知的財産保護協会) が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集 / Communications Committee :

Chair : Charters Macdonald-Brown

Members:

Raffaella Arista

Johnny Fiandeiro

Kristian Fredrikson

Carolyn Harris

Klaus Haft

Alan J. Kasper

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Martin Michaus

Bill Mayo

Gaston Richelet

Petri Rinkinen

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。

AIPPI 本部の代表団の日本部会訪問記

2012年4月23日、AIPPI本部のYoon Bae Kim (President)、John Bochnovic (Vice President)、Laurent Thibon (Deputy Secretary General)、吉田和彦 (Assistant Reporter General) が東京へ行きました。一日限りの滞在でしたが、日本部会が組んだスケジュールは大変よい内容でした。

まず、日本国特許庁 (JPO) を訪問し、岩井良行長官と面会しました。岩井長官は AIPPI について大変よくご存じでした。Yoon Bae Kim が AIPPI の活動状況について説明し、岩井長官にソウル総会への出席を要請したところ、特許庁の代表者を必ず派遣するという好意的な返事がありました。

続いて、日本弁理士会 (JPAA) を訪問し、AIPPI JAPAN の業務執行理事でもある奥山尚一会長より、JPAA の組織および活動について、関連するデータや統計を使って説明していただきました。その後、JPAA 理事会の主催で行われた昼食会には、アジア弁理士会 (APAA) の吉田研二会長も参加されました。

午後は AIPPI JAPAN 主催のセミナーが組まれていて、最初に元 Treasurer General の片山英二氏より歓迎の挨拶がありました。このセミナーでは、Bureau のメンバーが AIPPI に関するプレゼンテーションを行い、学術活動の現状や今後のプロジェクトについての詳しい紹介とともに、欧州における単一特許制度、統一特許裁判所に関する今後の展望についてもお話ししました。また、日本部会の議題委員会からは、2012 年の議題に関する検討現状について報告がありました。閉会挨拶では、AIPPI JAPAN の熊倉禎男会長より、AIPPI 本部と日本部会が初めての共同セミナーを成功裡に開催できたことは喜ばしいという発言がありました。

そして、今回の訪日の締めくくりとして、AIPPI JAPAN 理事会主催による夕食会で楽しい時間を過ごしました。